

**新潟県病院局管理規程第7号**

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成3年新潟県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動前条等」という。）が存在する場合には当該移動前条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動前条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p><b>第3条</b> <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第1号</u>の額は、前条に規定する職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>第4条</b> <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第2号</u>の額は、<u>第2条に規定する職員（医師免許又は歯科医師免許を有し診療業務に従事する職員を除く。）</u>の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>1種 6,000円</u></p> <p>(2) <u>2種及び3種 5,000円</u></p> <p>(3) <u>4種及び5種 4,000円</u></p> <p><u>2 一般職員給与条例第24条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る一般職員給与条例第24条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p style="text-align: center;">（実施に関し必要な事項）</p> <p><b>第5条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;">（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p><b>第3条</b> <u>一般職員給与条例第24条の3第2項</u>の額は、前条に規定する職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">（実施に関し必要な事項）</p> <p><b>第4条</b> (略)</p>

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。